

# ふるさと御所 歴史探訪

## 五人組制度

〈3〉

に一家全員で家出した武左衛門の借財を、五人組が処理した記録です。現在の整理回収機構のような仕事を五人組がしているのです。

まず、武左衛門の来歴や家族等について調べました。町の費用の記録に、武左衛門へ醤油の代金を支払ったことが書かれていますので、醤油の醸造をしていたと考えられます。

家出した年の「宗門改帳」は残っていませんので、文化12年(1815)のものから推定した家族の年齢は、左記の通りです。宗門改帳は、毎年、各家の家族構成・年齢等を調べたものです。

武左衛門 67、女房 ます 61、倅 武兵衛 42、孫常吉 19  
土地台帳である「高名寄帳」によると、屋敷と田地2筆を持っていました。

田地は、祖父か父が入手したもので、その頃は、豊かな暮らしをしていたと考えられます。武左衛門の代になって、屋敷を質に入れ借金をしています。何回か借り換えをしていますが、その度に借金が増えて、田地を手放し、屋敷が質流れになるという結果になりました。

文化12年の宗門改帳によると、いったん養子に出した孫の常吉(当時5歳)を籍に入れています。1人しかいない孫を養子に出すことはないと思えますし、倅の武兵衛は結婚していません。

この常吉は実は武左衛門の子で、このようなことが、借金をつくる原因にな

った可能性があります。

割賦帳には、借財の内訳やどのように処理したかが書かれています。その一部が写真2ですが、「寅二月十四日 武左衛門 五人組」と書かれています。寅は文政13年で、五人組が1か月半ほどで処理したことがわかります。

家出した

ときの借財は、銀11貫297匁でした。銀1匁は、米の値段で換算すると、現在の約1440円に相当しますので、約1600万円になります。今は人件費が高くなっており、大工さんの日当で換算すると約4倍です。

《※当時の貨幣制度等については、別の機会に説明したいと思います。》  
債権者は、御所町が10人、他村が16人で計26人ですが、大坂の人が2人含まれています。

高取役所の指示によって処理したとしています。武左衛門は家出の前



写真2

に、道具類を高田村の人に売ってしました。しかし、夜中に運んだのは、けしからんということで、その代銀1貫403匁を戻すように指示を受けました。この他に、残っていた道具類を売った代銀が303匁で、計1貫706匁が回収できました。

回収のための諸経費は、銀185匁で、これを差し引いた債権者への配当の原資は、銀1貫521匁となります。これを債権者に均等に支払っています。配当率は13・5%ですが、全員がこれにに応じています。写真3を見ると、債権者・債権額・割賦銀(配当金)が書かれ、受取印が押されています。

五人組は、金銭的な負担はしていませんので、連帯責任はなかったことがわかります。債権者や高田村の人が五人組に従っていること、事務処理能力、処理の速さ等に感心させられます。

(文責)

中井陽一



写真3

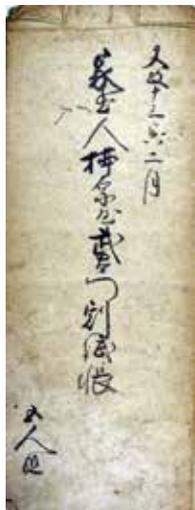


写真1

前回までに、五人組について、年貢の納入等の連帯責任はなかったこと、五人組帳前書の内容を人々が知っていたかどうか疑問があること等を書きました。今回は、御所町に興味ある史料が残っていますので、それを紹介します。

その史料の表紙は写真1で、「文政十三年二月 家出人柳原屋武左衛門割賦帳 五人組」と書かれています【文政13年は1830。以下、「割賦帳」とします】。これは、文政12年の大晦日